現　行	改　訂	摘　要
１－４－７　固結工	１－４－７　固結工 2. 薬液注入工法 １）受注者は、薬液注入工の施工にあたり、薬液注入工法の適切な使用に関し、技術的知識と経験を有する現場責任者を選任し、事前に経歴書により監督職員の承諾を得なければならない。 ２）受注者は、薬液注入工事の着手前に以下について監督職員の確認を得なければならない。 (1)工法関係 ①注入圧 ②注入速度 ③注入順序 ④ステップ長 (2)材料関係 ①材料(購入･流通経路等を含む) ②ゲルタイム ③配合 ３）受注者は、薬液注入工を施工する場合には、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」(昭和49 年7 月10 日建設省官技発第160 号)の規定による。 ４）受注者は、薬液注入工における施工管理等については、「薬液注入工事に係わる施工管理等について」(平成2 年9 月18 日建設省大臣官房技術調査室長通達)の規定による	P1-9
２－５－３　飛行場標識工 １）各標識のペイントの色及び使用量については、設計図書の定めによる。 ２）受注者は、設置路面の水分、どろ、砂じん、ほこりを取り除き、均一に接着するようにしなければならない。 ３）受注者は施工方法及びペイント使用量の確認方法について、事前に監督職員の承諾を得なければならない。 ４）加熱ペイント式の施工温度は、50℃～80℃とする。 ５）受注者は、常温ペイント式に用いる希釈剤は、メーカーの指定するものとし、使用量はペイントの10%以下とする。また、その場合は事前に監督職員の承諾を得なければならない。 なお、加熱ペイント式の場合は、希釈剤を混合使用してはならない。	２－５－３　飛行場標識工 １）各標識に用いる塗料の色及び使用量については、設計図書の定めによるものとする。また、塗料は専用の希釈剤を使用するものとし、希釈率は製品ごとに定められた率としなければならない。なお、加熱式の場合は、希釈剤を混合使用してはならない。 ２）受注者は、設置路面の水分、どろ、砂じん、ほこりを取り除き、均一に接着するようにしなければならない。 ３）受注者は施工方法及び塗料使用量の確認方法について、事前に監督職員の承諾を得なければならない。 ４）加熱ペイント式の施工温度は、50℃～80℃とする。 ~~５）受注者は、常温ペイント式に用いる希釈剤は、メーカーの指定するものとし、使用量はペイントの10%以下とする。また、その場合は事前に監督職員の承諾を得なければならない。~~ ~~なお、加熱ペイント式の場合は、希釈剤を混合使用してはならない。~~	P1-86